

## 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程

平成18年4月1日独土研寒企第34号  
独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所長

独立行政法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程を次のように定める。

### 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所依頼研修員受入規程

(総則)

第1条 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所（以下「寒地土木研究所」という。）が寒地土木研究所以外のものに所属する研究員を依頼により受入れて、当該研究員の試験及び研究に関する技術についての指導を行う場合は、別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「依頼研修員」とは、寒地土木研究所以外のものに所属する研究員で、寒地土木研究所以外のものに依頼により、寒地土木研究所において当該研究員の試験及び研究に関する技術についての指導を受ける者をいう。
- (2) 「依頼研修員受入依頼者」とは、寒地土木研究所に依頼研修員の受入れを依頼しようとする者をいう。

(依頼研修員受入れの要件)

第3条 寒地土木研究所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げるものに所属する研究員又は現職技術者を依頼研修員として受入れることができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) 民法第34条の規定により設立された公益法人
- (3) その他、所長が適当と認める者

2 前項において、依頼研修員の受入れは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 依頼研修員は、寒地土木研究所の指導を受けるために必要な能力その他の適格性を有すること。
- (2) 依頼研修員に対する指導の内容は、寒地土木研究所の当該年度の研究課題に合致するものであり、かつ、寒地土木研究所の業務運営に支障を生じないものであること。

(依頼研修員の受入の申請)

第4条 所長は、依頼研修員受入依頼者に、次の各号の事項を記載した依頼研修員受入申請書を提出させるものとする。

- (1) 依頼研修員の氏名、住所及び経歴
- (2) 受入れを希望する期間
- (3) 希望する指導の内容
- (4) 受入れを希望する理由
- (5) その他受入れに関し必要な事項

(依頼研修員の受入れの承認)

第5条 所長は、前条の規定による申請を承認するときは、依頼研修員受入依頼者に対し、次の各号の事項を記載した依頼研修員受入承認書を交付するものとする。

- (1) 受入れる依頼研修員の氏名
- (2) 受入れ期間
- (3) 依頼研修員の指導に関する計画の内容
- (4) 所長が受入承認書に基づいて依頼研修員の指導を行う旨及び第7条から第11条までの規定の趣旨に関する事項
- (5) その他受入れに関し必要な事項

(依頼研修員の受入れの期間)

第6条 依頼研修員の受入れ期間は、当該会計年度内とする。

(依頼研修員の身分上の扱い)

第7条 依頼研修員の身分は、受入れに伴って変更しないものとする。

(依頼研修員の受入れに要する費用の負担)

第8条 依頼研修員受入依頼者は、依頼研修員の受入れを許可されたときは、受入れに要する費用（以下「研修費用」という。）として1か月につき2万円を所長の指定する期日までに納付しなければならない。

(依頼研修員の服務等)

第9条 所長は、依頼研修員の服務等については寒地土木研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

2 所長は、依頼研修員が研究等に関する技術の指導を受けるに際して被った災害の補償については、依頼研修員受入依頼者に負担させるものとする。

3 所長は、依頼研修員が故意又は過失により寒地土木研究所又は第三者に与えた損害については、依頼研修員受入依頼者に損害の賠償の責めを負わせるものとする。

(受入れの中止)

第10条 所長は、天災地変その他やむを得ない理由により依頼研修員の受入れを継続することが困難となったときは、受入れを中止することができる。

2 所長は、前項の規定により受入れを中止しようとするときは、あらかじめ依頼研修員の受入依頼者と協議するものとする。

3 既納の研修費用は還付しないものとする。

(研修結果の報告)

第11条 依頼研修員は、受入れ期間が満了したとき、又は受入れが中止されたときは、研修結果をとりまとめ、所長に提出しなければならない。

(細則)

第12条 所長は、この規程を施行するために必要があるときは、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(依頼研修員受入規程の廃止)

第2条 独立行政法人北海道開発土木研究所依頼研修員受入規程(平成13年4月1日独北研企第6条)は、廃止する。